

福知山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成27年12月7日

福知山市監査委員 芦田芳樹

福知山市監査委員 大谷洋介

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

平成26年度

3 監査の実施期間

平成27年6月2日から平成27年6月11日まで

4 監査対象課等

市民病院事務部 総務課、医事課

上下水道部 総務課、お客様サービス課、水道課、下水道課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

上下水道部 総務課（監査日6月2日から4日）

1 債権管理について

簡易水道事業費分担金の債権管理において、不納欠損処分をすべき時期を遅延しているものがあつた。債権管理条例に基づき適正な債権管理に努められたい。

上下水道部 お客様サービス課（監査日6月2日から4日）

1 債権管理について

(1) 適正を欠く事務処理が見受けられたもの

ア 農業集落排水施設事業加入者分担金において、必要な事務処理がされずに5年の時効を迎えているものがあつた。

イ 水道料金の滞納整理事務において、課内での判断により適正を欠く事務処理がされているものがあつた。

今後は、債権管理条例に基いた適正な事務処理に努められたい。

(2) 水道料金の債権管理において、滞納が長期間にわたり未収金の合計が高額となっているものが複数見られた。より効率的な滞納整理をされたい。

上下水道部 水道課（監査日6月2日から4日）

1 公用車の運行記録簿及び点検記録簿において、記載漏れが著しいと思われるものがあつた。適切な管理を図られたい。

1 契約について

- (1) 検体検査に係る業務委託契約において、受託者が事情により業務を遂行できなくなった場合の業務の代行者を規定した甲乙丙の三者による契約書の様式で契約が締結されているものについて、丙の記名押印が契約の当事者として遺漏していた。適正な契約事務の執行に努められたい。
- (2) 契約金額及び消費税額が明記された長期継続契約において、消費税増税に伴う変更契約を締結せずに増税後の金額が支払われているものがあった。
- (3) 契約の事務において、添付書類の不備、必要事項の記載遺漏及び誤記などが一部にあった。